

広 域 連 合

No	広域連合の名称	コード	広 域 連 合 の 処 理 す る 事 務	連 合 長 名	広域連合を組織している 地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主 な 施 設 (所 在 地) ※事務所を除く
32	津軽広域連合	028789	<ol style="list-style-type: none"> 1. 津軽広域活動推進基金運用益活用事業に関する こと 2. 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介 護認定審査会の設置及び運営に関すること 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。）に基づく介護 給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 に関すること 	(弘前市長) 葛 西 憲 之	弘前市、黒石市、平川市、 藤崎町、板柳町、大鱈町、 田舎館村、西目屋村	14	平10.2.1	〒036-8003 弘前市大字駅前町9-20 TEL (0172) 31-1201 FAX (0172) 33-2201	
33	つがる西北五広域連合	028797	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づ く事業の実施及び連絡調整に関すること 2. ふるさと市町村圏計画の策定並びに当該計画に 基づく事業の実施及び連絡調整に関すること 3. 介護認定審査会の設置及び運営に関すること 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。）に基づく介護 給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 に関すること 5. 障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議 会の設置及び運営に関すること 6. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条 の規定による保健事業である病院及び診療所と しての西北五地域保健医療圏自治体病院機能再 編成計画に係る次に掲げる中核病院及びサテラ イト医療機関（サテライト病院及びサテライト 診療所をいう。以下同じ。）の設置及び管 理運営に関すること ア 中核病院（五所川原市） イ サテライト病院（五所川原市） ウ サテライト病院（鱒ヶ沢町） エ サテライト診療所（つがる市） オ サテライト診療所（鶴田町） 7. 広域にわたり処理することが適当な事務に係る 課題の調査研究に関すること 	(五所川原市長) 平 山 誠 敏	五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町	651	平11.3.25	(事務局) 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 38-1000 FAX (0173) 38-1001 (病院運営局) 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 26-6363 FAX (0173) 38-1001	
34	青森県後期高齢者医療 広域連合	028801	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第 80号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、 次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する 事務 	(青森市長) 鹿 内 博	全市町村	2	平19.2.1	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 721-3821 FAX (017) 723-1401	